

# PCR検査を受検済・受検を希望される方へ 出稼ぎ者・帰省者等に対するPCR検査費用補助 抗原検査キットの配付事業についてのお知らせ

根室市を離れて就労する出稼ぎ労働者や学業のために根室を離れている学生など帰省者を対象に、帰省前に受検したPCR検査又は抗原検査の費用の補助及び抗原検査キットを配付し、ご家族等の安心安全の確保を目的として実施します。

## 対象者

- (1) 根室市に住民登録をしている方で、労働のため1ヶ月以上1年未満の間、根室市を離れ、根室市に戻る方  
※ 会社都合ではなく生計を維持するために根室を離れる労働者に限る
- (2) 根室市に住民登録をしており、学校教育法に定める市外各種学校に在学している学生、又は、根室市に住民登録をしている保護者がいる学生
- (3) 根室市に住民登録をしており、里帰り出産で根室市を離れ、根室に戻る方、又は、根室市に住民登録をしている2親等内の親族がおり、根室市外に住民登録をしている里帰り出産・育児のために根室市に来る方

## PCR検査 又は抗原検査 費用補助

【補助概要】  
帰省前に新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査又は抗原検査を受けた者（帰省日から起算して10日以内）に対し、1回の検査につき、検査費用の1万円を限度として検査費用を助成します。

※ 補助申請は1人につき2回を限度とします。

※ 帰省日の翌月末までに申請を行ってください。

【申請方法】

申請書（又は電子申請書）に、領収書の写し（令和3年3月1日から令和4年3月31日受検分）、就労事実の確認書類（給与明細書等）、学生証の写し、母子健康手帳等、振込口座等の写しを添え、持参（根室市役所8番窓口・歯舞支所）、郵送又は根室市HPより申請して下さい。

## 抗原検査 キット配付

【配布概要】  
新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査を希望する方に対し、抗原検査キットを配付します。

※ 配布申請は1人につき2回を限度とします。

※ 帰省後10日以内に申請して下さい。

【申請方法】

申請書（又は電子申請書）に、就労事実の確認書類（給与明細書等）、学生証の写し、母子健康手帳等を添え、持参（根室市役所8番窓口・歯舞支所）、郵送又は根室市HPより申請して下さい。

## 対象期間

令和3年3月1日（月）から令和4年3月31日（木）

## 助成配付 方法

補助金については申請日の翌月月末までに口座振込にて助成いたします。抗原検査キットについては、原則、持参者には直接お渡しし、電子申請者に対しては申請先住所に郵送でお送りします。

感染症拡大防止策として、郵送又は電子申請のご協力をお願い致します。

申請方法等についてご質問等がございましたら、下記問合先までご連絡下さい。

【問合先】根室市役所保健課健康推進担当（8番窓口）  
TEL：0153-23-6111（内線2117・2140）

# PCR・抗原検査補助事業 Q&A

## 補助対象者

【<sup>※1</sup>根室市に住民票のある方が市外で帰省日10日前までに<sup>※2</sup>PCRまたは抗原検査を実施された方を対象とします。】

- 例1. 市外医療機関や検査機関で帰省日10日前までにPCRまたは抗原検査を実施した方 → 対象
- 例2. 市外でPCRまたは抗原検査キット等を購入し帰省日10日前までに検査を実施した方 → 対象
- 例3. 帰省後、PCRまたは抗原検査を実施した方 → 対象外
- 例4. 帰省日10日前より前にPCRまたは抗原検査を実施した方 → 対象外
- 例5. <sup>※3</sup>会社都合で市外に従業員として派遣された方 → 対象外
- 例6. 市外在住の妊産婦の補助として市外に行く方 → 対象外

※1 出稼ぎ労働者(根室で仕事がなく生計を維持するため根室を離れる方)、学生、里帰り出産が対象

※2 令和3年3月1日以降に受けたPCRまたは抗原検査が対象

※3 会社都合の内、出稼ぎ労働者(出稼ぎ労働者手帳を有する方)は対象とする。

根室市に住民票がない方の例として、

帰省学生(根室市に住民票がある保護者がいる、学校教育法に定める市外の学校に通う学生)

里帰り出産・育児(根室市に住民票がある2親等以内の家族がいる、市外に住む妊産婦と子ども)を制度の対象とします。

## 補助金助成額について

【1万円を上限額として検査費用を助成します。】

例1. 検査費用が15,000円 → 10,000円を助成します。

例2. 検査費用が8,000円 → 8,000円を助成します。

## PCR検査等が実施できる検査機関

自費によるPCR検査等は医療機関や民間検査機関で実施しております。

一例ではありますが、厚生労働省ホームページに掲載がありますのでご参照ください。

URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-jihikensa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html)

## 配付物(COVID-19抗原検査キット)について

綿棒で鼻及び鼻咽頭をぬぐい検査液に浸すことで、20分後に判定されます。

詳しくは検査キット同梱の説明書をご確認ください。

## 申請方法

直接持参(根室市役所8番窓口・歯舞支所)、郵送、根室市ホームページ上電子申請フォームにて提出ください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大予防のため可能であれば電子申請フォームをご活用ください。

【事業概要・申請書】

【電子申請フォーム】



申請書URL：[https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/shiminfukusibu/hokenka/corona\\_kanren/9055.html](https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/shiminfukusibu/hokenka/corona_kanren/9055.html)

電子申請フォーム：<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=8qRXSRs1>